

○財務省告示第三百五号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十五年度の初日から平成二十五年八月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十五年九月三十日

財務大臣 麻生 太郎

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十五年度の初日から平成二十五年八月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	〇・三トン
二	〇トン
三	〇トン
四	一二、九一八トン
五	五七二トン

二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六	
四二三トン	六八三トン	六、二六七トン	四九、四九二トン	五、八八二トン	一〇一トン	三一五、二三四トン	五九五、五七一トン	二、二三六、七一六トン	三五、八四八トン	一八二トン	二、四五三トン	一五、五八九トン	一トン	一二トン	三トン	

二九		二一七トン
二八		一・二トン
二七		四、七五トン
二六		一、七九九トン
二五		〇トン
二四		九トン
二三		一、五九九トン
二二		三六五トン
二一		一一、七六〇トン